

ご自宅の片付けで発生した草や幹などの捨て方について

対象品目：庭木剪定くず（幹、枝、葉・草・花）

ごみ集積所へ排出する場合

燃やしてよいごみの日に、対象品目を、各家庭幹は2本まで、枝は2束まで、または葉・草・花はごみ袋2袋まで、ごみ集積所に出すことができます。

※幹 1本とは 幹…直径 **15cm** 以内・長さ1m以内

※枝 1束とは 枝…枝束 **30cm** 以内・長さ1m以内

※葉・草・花は透明・半透明の袋に入れて、ごみ集積所に出してください。

※全部で3つ（本、束、袋）以上ある場合、複数日に分けてごみ集積所に出すか、民間の業者に依頼（有料）してください。

※大量に出されますと、他のごみ集積所のごみの回収に支障が出ますので、ご協力をお願いします。

富久山・河内クリーンセンターに自分で持ち込む場合

対象品目を、持ち込むことができます。

※幹・枝は、あらかじめごみ集積所に排出する場合と同じサイズにしてから持ち込んでください。

幹…直径 **15cm** 以内・長さ1m以内

枝…枝束 **30cm** 以内・長さ1m以内

※家庭廃棄物の処理手数料は、**10kg**につき**55円**かかりますが、廃棄物搬入確認券を持参することで、1日あたり1回の搬入分（ただし軽トラック1台分の量まで）は無料で廃棄出来ます。同日で2回目以降は有料です。

○事業活動に伴って生じた廃棄物及び、店舗や会社など事業所から発生する廃棄物は、ごみ集積所に出せません。

○事業系一般廃棄物はクリーンセンターに直接持ち込むか（有料）、一般廃棄物収集運搬業許可業者（有料）に収集運搬を依頼してください。

○産業廃棄物は産業廃棄物処理業者（有料）に収集運搬及び処分を委託してください。

問合せ先 郡山市 3R推進課 TEL：924-2181